

○港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金交付要綱

平成29年3月31日

28港み健第3934号

(目的)

第1条 この要綱は、がん等の疾病に係る治療又は傷病等に伴う外見の変化をカバーするためのケア用品（以下「外見ケア用品」という。）の購入等に要する経費の一部を助成することにより、がん患者等の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労継続等の社会生活を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第5条の規定による申請日の時点で区内に住所を有すること。
- (2) がん等の疾病の治療又は傷病等に伴う外見の変化により、就労、社会参加等に支障があり、又は支障が出るおそれがあり、外見ケア用品が必要となっていること。
ただし、加齢によるもの、男性型又は女性型脱毛症は対象としない。
- (3) 他の法令等に基づく同種の助成を受けていないこと。
- (4) この要綱による助成金の交付を2回以上受けたことがないこと
- (5) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者と密接な関係を有しないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成の交付対象となる経費は、次の各号に掲げる外見ケア用品の購入又はレンタルにかかる経費とする。ただし、治療（施術）費、医薬品、メイク用品、装着用やメンテナンス用の消耗品は交付の対象としない。

- (1) ウィッグ（ウィッグの装着時に皮膚を保護するために必要なネット並びに材料を購入して作成した場合の材料購入費及び製作に要する経費を含み、付属品やケア用品を除く。）
- (2) 帽子（材料を購入して作成した場合の材料購入費及び製作に要する経費を含む。）
- (3) 補整下着、シリコンパッド等の胸部補整具
- (4) エピテーゼ

(5) その他区長が特に必要と認めるもの。

2 前項に掲げる経費であって、次の各号のいずれかに該当するものは助成の交付対象としない。

(1) インターネットオークション、フリーマーケットその他の個人間取引により購入等をした物品に係る経費

(2) 送料又は支払い時のポイント利用分に係る経費

(3) 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの又は国若しくは地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

(4) 確定申告における医療費控除において申告経費とした経費

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、外見ケア用品の購入経費等（消費税を含む。当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と100,000円のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、外見ケア用品の購入等をした日の翌日から起算して1年以内に港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(1) がん等の疾病の治療や傷病等に伴う外見の変化を証する書類（意見書（第5号様式）、お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等の写し）

(2) 外見ケア用品の購入等をした日付及び金額の明細が分かる書類（領収書等）

(3) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象者1人につき2回を限度とする。ただし、令和7年4月1日より前にこの要綱による助成金の交付歴がある場合、追加で1回のみ申請を認める。

3 18歳未満の児童が対象者となる場合の申請者は、親権者とする。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めるときは、助成金の交付及び助成金額を決定し、港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付が不適当と認めるときは、港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定通知をしたときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し）

第8条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2） 助成金の交付決定の条件に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により助成決定者に通知する。

（助成金の返還）

第9条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関しては、港区補助金等交付規則（昭和48年港区規則第4号）に定めるところにより、その他必要な事項は、みなと保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に購入した補整具の購入経費について適用する。

付 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に購入した補整具の購入経費について適用する。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区がん患者等外見ケア用品購入費等助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。